

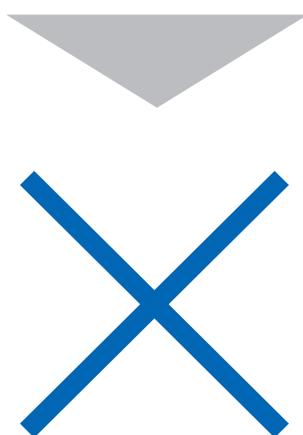
患者指導用のための製剤見本の提供について



既に当社医薬品Aを採用しているBクリニックの院長から患者指導用に使用するために、医薬品Aの製剤見本の提供依頼がありました。
医薬品Aの製剤見本を患者指導用として提供しても良いでしょうか？



回答



医療用医薬品製造販売業公正競争規約（規約）では「製剤見本とは、医療担当者が当該医療用医薬品の使用に先立って、剤型及び色、味、におい等外観的特性について確認することを目的とするもの」とされており、患者指導に供するものではありません。

医療担当者が外観的特性について製剤見本で確認をする場合の提供について規約で制限はしていませんが、その提供については、該当医薬品の情報を伴い、必要最小限度とし、反復提供を行わないこととしています。

このケースでは、**医療担当者が外観的特性について確認する**という目的に沿わないため、製剤見本の提供はできません。

患者指導用に該当医薬品の外観特性の確認は、剤型見本（有効成分が入っていない）や写真等の画像データにおいても対応が出来ると考えます。

（COP便り：バックナンバー）

<https://www.jga.gr.jp/jgapedia/cop.html>